



宮監公表第3号
令和3年1月25日

宮崎市監査委員	河野まつ子	
宮崎市監査委員	荒木敏	
宮崎市監査委員	上野悦男	
宮崎市監査委員	嶋田喜代子	

定期監査措置状況の公表について

平成29年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
教育委員会
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

平成29年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

平成29年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：教育委員会)

指摘事項及び意見の内容	措置状況
<p>【意見】</p> <p>①小・中学校での物品購入や修繕等に係る予算執行において、事前に管理者の了承を得たものの、執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書の起案・決裁がないまま業者に業務の遂行を依頼し、その後これらの書類を起票していた学校が見受けられた。</p> <p>財務規則では「支出負担行為をしようとするときは、執行伺書又は支出負担行為書によりしなければならない。」と規定されていることから、規則に則った事務処理を行うよう各学校を指導するとともに、学校現場の状況を考慮し、実態に即した事務処理ができるよう、関係部局と調整を図りながら検討されたい。</p> <p>②公用バイクを保有しているにもかかわらず、使用実績がない学校がみられた。公用バイクは、業務の態様に応じて配置されるものであることから、適正な使用・管理を行うよう各学校を指導するとともに、配置の必要性や見直しを検討されたい。</p>	<p>(平成29年7月21日現在)</p> <p>①全小中学校には学校事務職員を対象とした研修において、適正な事務処理を行うよう指導した。また、実態に即した事務処理ができるよう、7月3日に会計管理者に対し、財務規則の一部改正についての検討を依頼した。</p> <p>(令和2年11月30日現在)</p> <p>①会計課において、実態に即した事務処理の可能性について検討を行ったが、支出負担行為兼支出命令の適用範囲の拡大を考慮したときに、事務担当者の裁量範囲の増大の是非及び適正な予算執行に課題が残るため現行どおりとした経緯があった。</p> <p>(平成29年7月21日現在)</p> <p>②全小中学校の公用バイクの使用状況や管理状況を確認するとともに、適正な使用・管理を行うよう指導を行った。学校の使用実態に即した配置をするよう見直しを行っていく。</p> <p>(令和2年11月30日現在)</p> <p>②学校の公用バイクについては、利用を希望する学校にのみ配置している。随時、利用状況を確認しながら、利用を希望しているが配置がない学校へは、他校からの移管で再配置を行っている。</p>

それでも、余り、使用予定のないものは、売却処分を行っている。

令和2年12月7日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市教育委員会
教育長 西田 幸一郎

